

～国民健康保険税の税率を改正します～

国の法律改正により、平成30年4月から北海道が道内の市町村とともに、国民健康保険の運営を担うこととなり、北海道は財政運営の責任主体として、道内市町村ごとの国民健康保険運営事業納付金を決定し、鶴居村は納付金を北海道に納付することになりました。

この納付金は、国民健康保険税で賄うこととなりますが、現在の税率では北海道から示された納付金には足りず、税率を改正する必要があります。そのため、鶴居村では、北海道から示された標準保険料率を参考に、税率を改正していきます。

しかし、急激に税率を上げることは避けなければならないため、令和6年度までの段階的な引き上げとし、保険料水準の統一を目指すこととしていますので、どうぞご理解願います。

<令和4年度国民健康保険税率の改正内容>

	区分	改正前	改正後	増減
医療分	所得割率	5.30%	5.70%	+ 0.40%
	資産割率	20.00%	20.00%	-
	均等割額	21,000円	22,500円	+ 1,500円
	平等割額	22,000円	23,500円	+ 1,500円
	課税限度額	630,000円	650,000円	+ 20,000円
後期分	所得割率	2.16%	2.27%	+ 0.11%
	資産割率	-	-	-
	均等割額	6,000円	6,000円	-
	平等割額	13,000円	13,000円	-
	課税限度額	190,000円	200,000円	+ 10,000円
介護分	所得割率	1.40%	1.52%	+ 0.12%
	資産割率	-	-	-
	均等割額	6,500円	6,500円	-
	平等割額	7,900円	7,900円	-
	課税限度額	170,000円	170,000円	-

※介護分は40歳以上～65歳未満の方が対象となります。
 ※課税限度額の改正は地方税法の改正に伴うもので、第2回定例議会で改正提案を行うこととしています。

<未就学児 均等割軽減について>

令和4年4月より、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、国民健康保険に加入している全世帯の未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である)を対象に、保険料均等割額の5割が軽減されます。

所得基準による軽減	区分	均等割額	
		軽減前	軽減後
軽減なし	医療分	22,500円	11,250円
	後期分	6,000円	3,000円
2割軽減	医療分	18,000円	9,000円
	後期分	4,800円	2,400円
5割軽減	医療分	11,250円	4,500円
	後期分	3,000円	1,500円
7割軽減	医療分	6,750円	3,375円
	後期分	1,800円	900円

※所得基準による均等割額の軽減措置が該当する場合、軽減措置後の均等割額の5割が軽減されます。

国民健康保険の一部負担金の減免制度について

鶴居村の国民健康保険に加入されている方で、災害や事業の休廃止・失業などの理由で世帯の収入が減少し、医療機関等の窓口で支払う医療費(一部負担金)の支払いが困難になった場合は、一定期間においてその一部負担金を減免することが出来ます。

○減免対象となる事由

震災、火災等の災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。また、自然災害や事業又は業務の休廃止等により収入が著しく減少した場合。

○減免等を受けることができる要件(下記の全てに該当する場合)

- ①入院療養を受ける国民健康保険の被保険者
- ②上記事由の発生により、前年同時期の収入に比べ、現在の収入(見込み収入含む)が減少
- ③世帯主および当該世帯に属する被保険者の直近の収入の合計額が、生活保護基準額以下
- ④これらの者の預貯金合計額が、生活保護基準額の3か月分以下

○減免等の期間等

1年間で3ヶ月を超えない期間を原則とし、減免を申請した日から減免適用が開始されます。

なお、原則、すでに支払った一部負担金については、減免の対象外。

○その他

制度の詳細や申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせ願います。

令和4年度の納税通知書は、6月下旬に発送いたします。

お問い合わせ先～鶴居村役場住民生活課保険年金係 電話 0154-64-2113